

平成30年度 第1回 野田市自転車等駐車対策協議会 次第

日 時 平成30年 5月30日

午前9時30分から

場 所 野田市役所5階
511・512会議室

1 開 会

2 議 題

・梅郷駅西口における駐輪場整備について

3 報告事項

4 閉 会

梅郷駅西口における駐輪場整備について

1 整備方針

(1) 梅郷駅の現状

東口は、平成 21 年 12 月に市が整備した東口市営自転車等駐車場と駅前に民営無人駐輪場 1 箇所（平成 22 年 6 月開設）が整備されている。

西口は、民営駐輪場 1 箇所と民営無人駐輪場 1 箇所（平成 22 年 8 月開設）、市が設置している暫定無料駐輪場 2 箇所の計 4 箇所設置している。しかしながら、駅前に暫定無料駐輪場 2 箇所を市が設置していることから、東側から線路を超えて西側の暫定無料駐輪場に自転車が乗り入れている。

以上のことから、西口の暫定無料駐輪場は通年満車状況であり、東口の市営自転車等駐車場の利用率が低迷している状況にあることから、西口に常設の有料駐輪場整備が急務となっている。

(2) 整備主体（民間活力の有効活用）

平成 29 年 3 月に開催された野田市自転車等駐車対策協議会において、今後の整備主体としては、民間の積極的参加を優先して有料化を推進するとの意見が示されたことから、梅郷駅における今後の駐輪場整備は、市が責任を負うが必ずしも市が行わなくてもよい事業とし、市が事業の有効性を検証しつつ民間の活力を活用した整備を検討する。

2 西口の駐輪場整備

(1) 整備水準

駅前にある駐輪場の利用状況を見ると、東口は、管理水準の高い市営自転車等駐車場（地上 3 階、地下 1 階）があるにも関わらず、民営無人駐輪場の利用率が年間を通じて比較的高い状況となっている。このようなことから、駐輪場利用者ニーズとしては、朝の忙しい時間帯に利用する駐輪場は、屋根ありの管理員が駐在している駐輪場を利用するよりも、少しでも時間を短縮でき利用勝手の良い駐輪場が求められていることとなり、必ずしも管理水準の高い駐輪場が必要とされているわけではないことが考えられる。

(2) 整備規模

梅郷駅の今後の需要としては、清水公園駅の試算と同様に野田市総合計画審議会で検討された人口推移を参考とし、南部地区の年齢区分別人口予測から梅郷駅利用者を求め、次に、現在、梅郷駅西口周辺駐輪場を利用している台数から東口からの利用者を除き、その値に駐輪場利用率を乗じ、さらに、今後駐輪場有料化に伴う減少要因や区画整理による増加要因を考慮し、平成 42 年度までの梅郷駅西口における利用台数を試算した。

東口の整備状況は、市営有料駐輪場（1,650 台）と民営無人駐輪場（156 台）で収容台数が 1,806 台のため、42 年度まで充足することができる。

西口の整備状況は、民営駐輪場（100 台）と民営無人駐輪場（142 台）で収容台数が 242 台のため、32 年度 1,155 台を収容するためには 913 台を超える整備規模となる。しかしながら、下記の参考試算台数には明確な根拠と裏付けがあるものはないことから、梅郷駅を利用する自転車等の予測台数を求めることは困難であり、あくまでも参考値となるものです。

参考試算台数

地区/年度	32 年度	37 年度	42 年度
西 口	1,155 台	1,338 台	1,432 台
東 口	1,537 台	1,537 台	1,537 台

(3) 整備候補地

整備候補地としては、32 年度の試算台数を満たす 913 台以上の駐輪場整備用地が必要となる。梅郷駅西口には市の所有地がないため、現状としては、市が借地している暫定無料駐輪場用地の 2 箇所のほかに有料駐輪場を整備する適地がない状況であることから、有料駐輪場の候補地を以下の 3 案で想定した。

整備用地の確保については、913 台以上の民間無人駐輪場（電子ロック式、平面アスファルト舗装、屋根なし駐輪場）を整備とした場合、明確な基準はないが、約 1,300 から 1,500 m²位の土地が一般的に必要とされている。

また、有料駐輪場の整備手法によっては、現在暫定無料駐輪場を利用している自転車を一時的に別の借地場所へ移動させることが必要となり、その移設費や退避施設の整備費と借地料も必要となってくる。更に、2 箇所

の内、どちらかを有料駐輪場に整備した場合、整備しない暫定無料駐輪場は、同時に閉鎖することとなる。

以上の要件を踏まえ

1 案 線路側に整備する場合

現在、市が線路側に設置している暫定無料駐輪場は、二人の土地所有者から借地（859 m²）しているが、この借地分だけでは 32 年度の参考試算台数を収容することはできない。

しかし、隣接地である旧梅郷西土地区画整理事務所用地（501 m²）が現在も空地であるため、追加借用し整備用地に加えれば一体的な土地利用を図ることができ、32 年度参考試算台数を満たす整備を行うことが可能となり、この隣接地を利用することで、施工方法として先に隣接地部分の施工を行うことができるため、他に代替施設を設けず駐輪場利用者を整備地内で移動させながらの施工が可能となる。

また、線路側に駐輪場を整備し利用した場合の改札までの所要時間と東口市営自転車等駐車場を利用した場合の所要時間の検証を行った結果、所要時間は大きく違わなかった。

<所要時間検証> 【別紙】

東側から駅利用者が自転車で東口市営自転車等駐車場に駐車する場合と西口線路側暫定無料駐輪場を利用する場合の所要時間の検証

起点：東口ローソン交差点→中継点：利用駐輪場→終点：梅郷駅改札口

1 東口市営自転車等駐車場

区間 駐車階数	起点→ 駐輪場入口	場 内	駐輪場入口 →駅改札口	計	2 と比較 踏切開放時
1 階利用	1 分 40 秒 (自転車)	49 秒	1 分 17 秒 (徒歩)	<u>3 分 46 秒</u>	▲1 分 4 秒
2 階利用		2 分 8 秒		5 分 5 秒	+15 秒
3 階利用		2 分 25 秒		5 分 22 秒	+32 秒
地下利用		2 分 8 秒		5 分 5 秒	+15 秒

2 西口暫定無料駐輪場（線路側）

区間 条件	起点→駐輪場入口	場 内	駐輪場入口 →駅改札口	計
踏切開放時	1 分 30 秒(自転車)	30 秒	2 分 50 秒	<u>4 分 50 秒</u>
踏切遮断時	3 分 10 秒(自転車)		(徒歩)	6 分 30 秒

2 案 旧県道側に整備する場合

現在、市が旧県道側に設置している暫定無料駐輪場は三人の土地所有者から借地（979 m²）しているが、この借地分だけでは 32 年度の参考試算台数をこの場所だけでは収容することはできない。

しかし、隣接地（803 m²）の建物が最近撤去され空地となっていることから、追加借用し整備用地に加えれば一体的な土地利用を図ることができ、32 年度参考試算台数を満たす整備を行うことが可能となり、この隣接地を利用することで、施工方法として先に隣接地部分の施工を行うことができるため、他に代替施設を設けず駐輪場利用者を整備地内で移動させながらの施工が可能となる。

東口市営自転車等駐車場の利用率の向上を考えると、東口にある市営自転車等駐車場から遠くなる旧県道側に有料駐輪場を整備するのが好ましいと思われるが、旧県道側は、幹線道路や複雑な交差点に面している立地になることから、自転車の導線によっては出入りの際に危険性が大きくなると考えられる。

<所要時間検証> 【別紙】

東側から駅利用者が自転車で東口市営自転車等駐車場に駐車する場合と西口旧県道側暫定無料駐輪場を利用する場合の所要時間の検証

起点：梅村交差点→中継点：利用駐輪場→終点：梅郷駅改札口

1 東口市営自転車等駐車場

区間 駐車階数	起点→ 駐輪場入口	場 内	駐輪場入口 →駅改札口	計	2 と比較 踏切開放時
1 階利用	1 分 50 秒 (自転車)	49 秒	1 分 17 秒 (徒歩)	<u>3 分 56 秒</u>	▲4 秒
2 階利用		2 分 8 秒		5 分 15 秒	+1 分 15 秒
3 階利用		2 分 25 秒		5 分 32 秒	+1 分 32 秒
地下利用		2 分 8 秒		5 分 15 秒	+1 分 5 秒

2 西口暫定無料駐輪場（旧県道側）

区間 条件	起点→駐輪場入口	場 内	駐輪場入口 →駅改札口	計
踏切開放時	1 分 40 秒(自転車)	30 秒	1 分 50 秒	<u>4 分 00 秒</u>
踏切遮断時	3 分 20 秒(自転車)		(徒歩)	5 分 40 秒

3 案 線路側と旧県道側に整備する場合

市が現在設置（暫定無料駐輪場線路側と旧県道側）している両地を利用して 32 年度の参考試算台数分を整備することとした場合、収容台数は確保できるが 2 箇所有料駐輪場を整備することになるため、現在の利用者を有料駐輪場整備期間中、一時的に代替地を確保する必要がある。

また、事業費の増大や運営管理面で非効率となることから、整備事業者が参入しにくくなると考えられる。

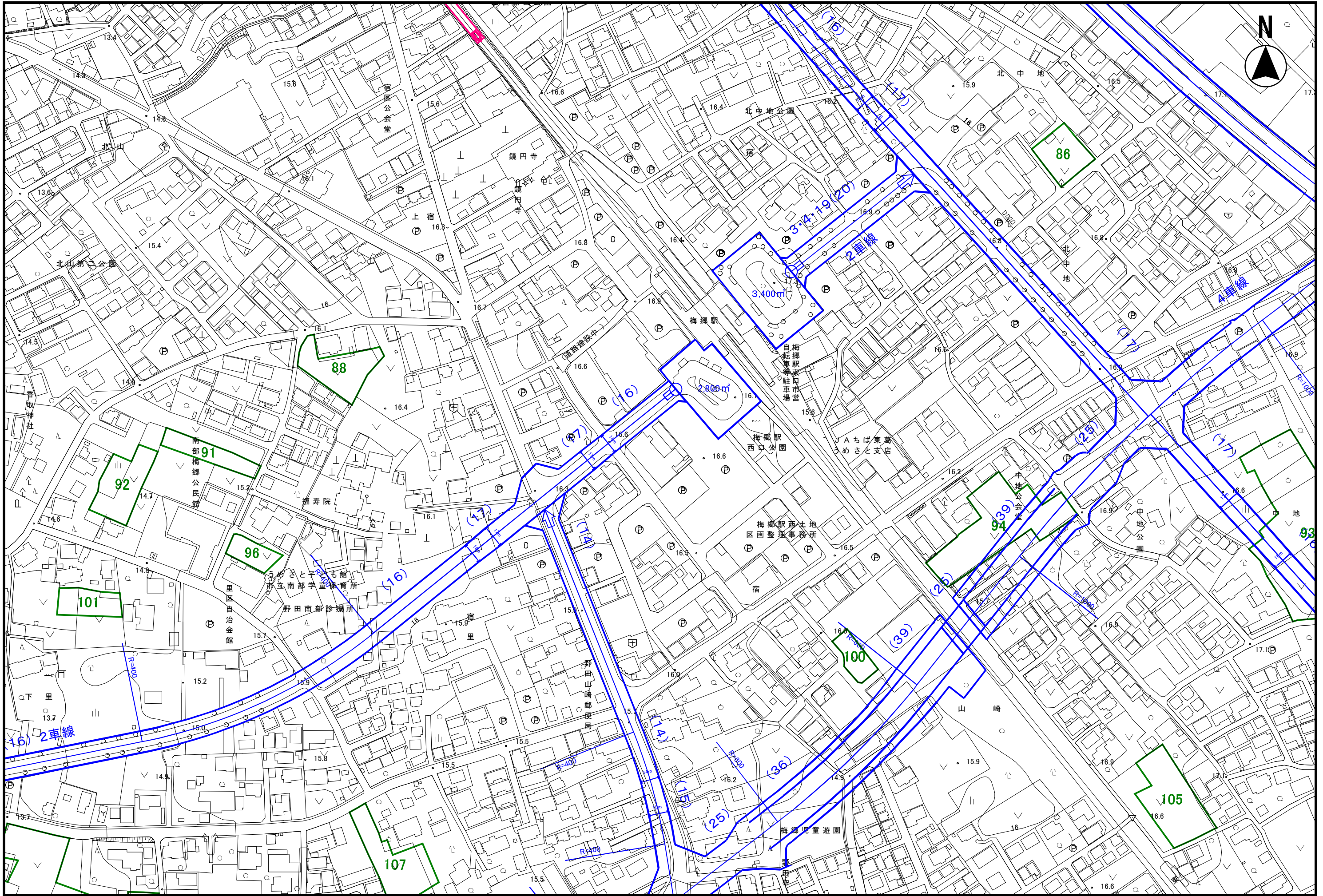
（4）整備候補地の確保方法

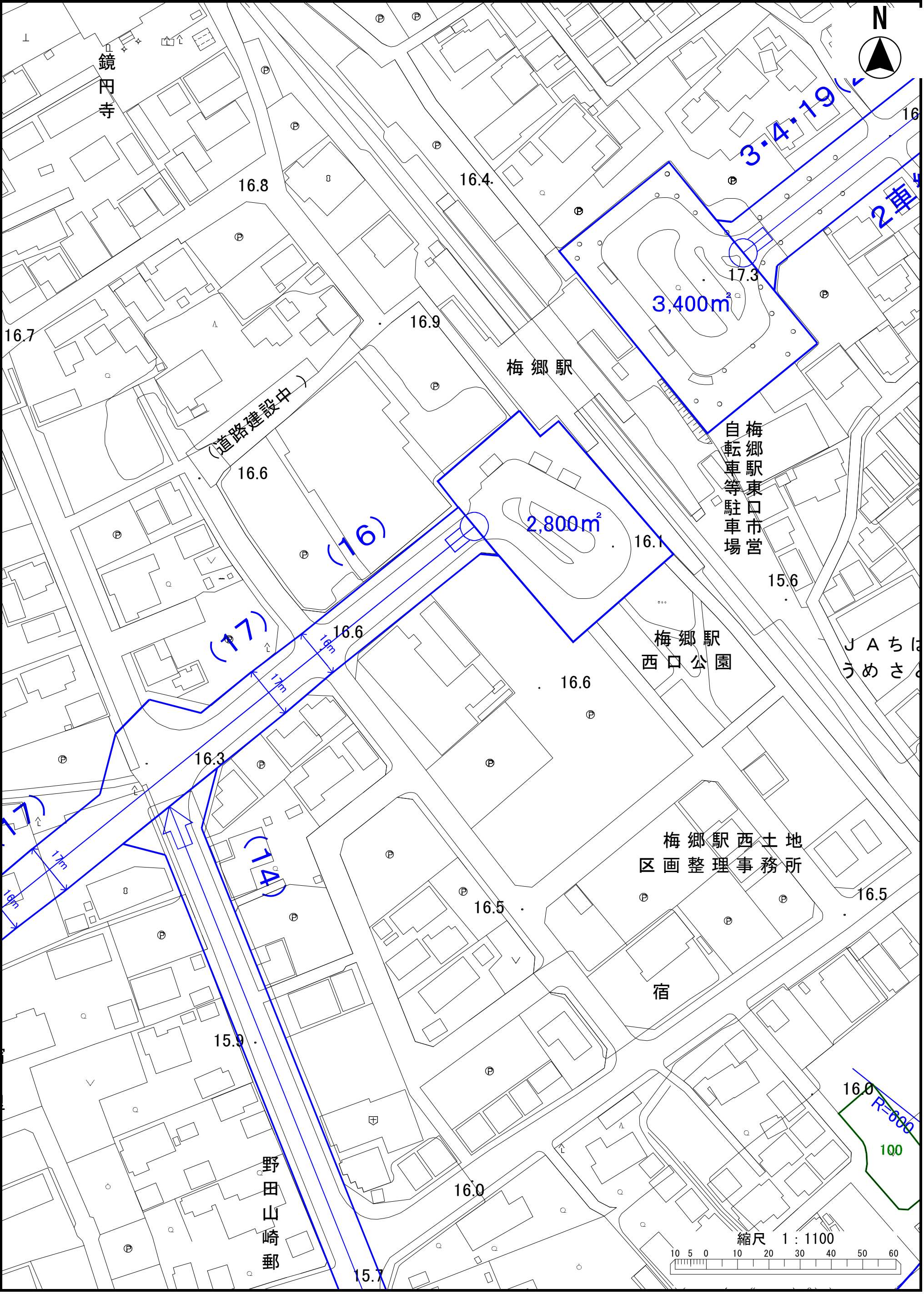
西口の駐輪場整備については、当初整備計画（案）では市営による自転車等駐車を整備する計画（案）となっていた。その後、整備計画（案）は平成 22 年度で終了してしまっていたが、平成 29 年 3 月に開催された野田市自転車等駐車対策協議会の意見では、「市全体の計画は策定せず、駅ごとに整備方針を決めていくとする」ことで承認をいただいている。

整備候補地の確保方法としては、民間事業者が土地所有者と直接借地契約し駐輪場を整備するケースと、市が土地所有者と借地契約し民間事業者が駐輪場を整備するケースが考えられるが、平成 21 年に建設した梅郷駅東口市営自転車等駐車場の利用状況や、将来の東口と西口の料金、整備水準、整備規模、更には、梅郷駅周辺の民間駐輪場とのバランスを考えると、市が土地を借地し民間事業者による長期的な整備管理方式で進めたいと考えている。

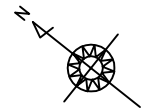
その理由として、民間事業者が直接土地所有者と借地契約を結んで駐輪場を整備した場合、市が整備水準、整備規模、料金、借地期間について関与できなことから、梅郷駅における駐輪場のコントロールができなくなり、東口市営自転車等駐車場との均衡が保たれないほか、駐輪場の経営状況によっては、撤退される可能性も考えられる。

このことから、市が土地所有者と借地契約し民間事業者が駐輪場を整備することで、駐輪場として借地期間は保証されることになる。





野田都市計画事業梅郷駅西土地区画整理事業
仮換地明細図



S=1 : 1,000



改札までの所要時間検証

梅村交差点

東口市営自転車等駐輪場利用する場合

市暫定無料駐輪場
(旧県道側)

ローソン交差

西口旧県道側駐輪場を利用する場合

西口線路側駐輪場を利用する場合

市暫定無料駐輪場
(線路側)

凡例

- 放置禁止区域
- 市営有料自転車等駐車場
- 市営無料自転車等駐車場

野田市自転車等駐車対策協議会委員名簿

(任期：2年 平成29年11月29日から平成31年11月28日)

平成30年4月1日現在

(敬称略)

区 分	役 職	氏 名
関係機関及び関係団体の代表	千葉県東葛飾土木事務所 野田出張所長	畑 本 一 亮
	千葉県野田警察署地域課長	阿 部 智 彦
	野田交通安全協会会長	野 口 義 雄
	東武鉄道（株）鉄道事業本部計画管理部課長	綾 部 光 明
	輪業組合代表	北 島 康 孝
	商店街連合会会長	岡 安 誠 人
	高等学校教職員代表	滝 口 健 太
	野田市女性団体連絡協議会代表	森 田 邦 子
	消費者モニター代表	後 藤 君 江
	自転車預かり所代表	中 田 禎 子
学 識 経 験 者	東京理科大学理工学部教授	内 山 久 雄
利 用 者 代 表	野田市自治会連合会	飯 野 友 二

報告事項

清水公園駅の駐輪場整備についてご報告します。

1 清水公園駅前駐輪場について（東武不動産株）

西口の有料駐輪場は、平成30年2月16日に開設。

東口の有料駐輪場は、平成30年2月28日に開設。

場 所	利用形態	車 種	収容台数	利用料金
西 口	一時利用 TOBU PARK	自転車	62 台	100 円/24 時間
		原 付	5 台	150 円/24 時間
	定期利用 ECOPool	自転車（一般）	171 台	2,160 円/1 箇月
				6,480 円/1 箇月
		自転車（学生）		1,940 円/1 箇月
				5,820 円/3 箇月
		原付	5 台	2,700 円/1 箇月
				8,100 円/3 箇月
東 口	一時利用 TOBU PARK	自転車	60 台	100 円/24 時間
		原 付	5 台	150 円/24 時間
	定期利用 ECOPool	自転車（一般）	114 台	2,160 円/1 箇月
				6,480 円/1 箇月
		自転車（学生）		1,940 円/1 箇月
				5,820 円/3 箇月
		自転車ゆうゆう	26 台	2,700 円/1 箇月
				8,100 円/3 箇月

※一時利用：PASMO 利用の割引なし

2 清水公園駅前西口駐輪場一時利用料金について

清水公園駅前では有料駐輪場を管理する東武不動産株式会社より、清水公園駅西口有料駐輪場のみ一時利用料金を6月1日から変更予定と報告を受けています。

その理由として、西口の一時利用台数が収容台数を超え、ラックに入庫できず通路に駐車する利用者（5～10台）もあることから、一時利用と定期利用の台数バランスを踏まえた社内見直しとのことでした。

変更内容は、1箇月（4月1日から30日）の入出庫時間と利用時間台数を検証した結果、利用時間の一番多かった12時間30分で変更設定を検討されたもので、一時利用料金「1回24時間100円」を「1回12時間100円」に変更予定と報告を受けています。